

公益社団法人日本薬学会における会誌および学術集会に関わる
利益相反マネジメントに関する規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本薬学会（以下、「本法人」と略す）は、その活動において社会的責任と倫理性が求められていることに鑑み、本法人における会誌・学術誌および学術集会に関わる利益相反マネジメント規程を策定する。

(対象者と開示の方法および開示の範囲)

第2条 利益相反状態が生じる可能性がある下記の対象者に対し、本規程を適用する。

- 1 本法人が発行する会誌・学術誌の投稿者（すべての共著者）は、各誌の投稿規定に従って開示する。
- 2 本法人が主催する学術集会等での講演者・発表者（筆頭者のみ）は、各学術集会の規定に従った開示の方法で発表内容に関連する事項について開示する。

(開示すべき項目)

第3条 第2条の1については各誌の投稿規定に記載の開示すべき項目に従い、2. については、以下に定める開示すべき項目に従うこととする。

- 1 企業または営利を目的とした団体の社員、役員、顧問職については、1つの企業または団体からの報酬額が前年の1月1日～12月31日において100万円以上。
- 2 株の所有については、1つの企業について前年の1月1日～12月31日における株による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上、あるいは当該企業の全株式の5%以上。
- 3 企業または営利を目的とした団体からの特許権使用料が前年の1月1日～12月31日において100万円以上。
- 4 企業または営利を目的とした団体から、会議の出席（講演・座長）等に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1つの企業または団体から前年の1月1日～12月31日における合計が50万円以上。
- 5 企業または営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業または団体からの前年の1月1日～12月31日における原稿料が合計50万円以上。
- 6 企業または営利を目的とした団体が提供する研究費または奨学寄附金（指定寄附金）については、1つの企業・団体から支払われた総額が前年の1月1日～12月31日において100万円以上。
- 7 訴訟等に際して企業や営利を目的とした団体から支払われる顧問料及び謝礼については、1つの企業・団体から支払われた総額が前年の1月1日～12月31日において

10 万円以上。

- 8 企業や営利を目的とした団体から寄附講座等の提供を受け入れている場合、あるいは申告者の給与が寄附講座等または企業等からの外部資金によってまかなわれている場合に記載する。
- 9 その他の報酬（研究とは直接関係のない旅行、贈答品など）については、1 つの企業または団体から受けた報酬が前年の 1 月 1 日～12 月 31 日において 5 万円以上。

附 則

- 1 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は別途定める。
- 2 本規程は 2020 年 1 月 14 日から施行する。